

学校いじめ防止基本方針

令和5年3月改定

藤沢市立白浜養護学校

藤沢市立白浜養護学校

子ども一人ひとりが生き生きと活動する白浜養護をつくるための いじめ防止対策基本方針

I いじめ防止に向けた基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。また、当該行為の対象となった児童生徒がその行為に気づいていない場合でも、気づいたときに心身の苦痛を感じるものも「いじめ」に当たります。

「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった児童生徒の立場に立って、その児童生徒が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

(本校のいじめ防止に関する基本姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。そして、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。

本校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、また他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響や問題性の理解を深め、いじめのない学校をめざしていきます。

特に、故意にそのねらいを持って行われたものではない他害行為や人に対するこだわり等については、まず、心身の苦痛を感じている児童生徒の安全を確保した後、行為を行った児童生徒の障がい特性を踏まえた上、その行為が行われた原因（や背景）を見極め、環境改善や適切な対応に努めます。かつ、日々の生活の中で、コミュニケーション力や関わり方を発達段階に応じて指導していきます。

(いじめの禁止)

教育活動全般を通じて、児童生徒に「いじめは絶対に行ってはならない。」「互いの違いを認め合い、自分も他の人も大切にする。」ということの理解の促進を図ります。

(学校および教職員の責務)

学校および教職員はすべての児童生徒が安心して楽しく過ごせる学校生活や教育活動をめざし、いじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ丁寧にこれに対処し、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

児童生徒に道徳観や規範意識などを身につけさせ、「他者を思いやる気持ち」や「いのちを尊ぶところ」を育むためには、学校の教育活動だけでなく家庭での取り組みや協力も大切です。学校と家庭は連携

していじめの未然防止に取り組み、事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童生徒と行った児童生徒の双方の保護者を支援し、問題のよりよい解決に努めます。

(地域との連携)

児童生徒が社会性や規範意識を身につけ、人との関わりを学んでいくためには、学校の教育活動だけでなく、様々な機会を通じて多くの大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも大切です。本校では、藤沢市役所や教育委員会、地域の関係団体(学校評議員会等)と連携して、地域社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促す体制を構築していくことをめざします。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- ・児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育および体験活動の充実を図ります。
- ・すべての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることのできる機会をすべての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努めます。
- ・いじめは消して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研究や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・交流活動(地域校交流や四校交流等)や行事、ボランティア活動等を通して、保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・児童生徒を見守り、小さな変化も見逃さないために、校務の効率化をはかり、児童生徒とのかかわる時間を多くするよう努めます。
- ・児童生徒に「自分は(人は皆)大切にされる権利がある。」ことを伝え、守られている安心感を与えられるよう努めます。
- ・「怖いことから逃げる」「心配なことは先生に伝えたり相談したりすること」を教えていきます。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・学級担任をはじめすべての教職員は、日常的な観察や声かけ、児童生徒とのふれあいを心がけ、小さな変化も見逃さないように努めます。
- ・保護者や関係機関と密に連携をとり、児童生徒の異なる状況を早期発見することに努めます。
- ・児童生徒および保護者が学校生活やいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行います。

- ① 個人面談等を通じた学級担任による児童生徒、保護者からの聴き取りおよび相談 年3回(6月、9月、2月)
- ② 地域支援担当やその他の教職員(学部長等)との面談
- ③ 校外相談機関の紹介 (藤沢市いじめ相談ホットライン、藤沢市いじめ相談メール、藤沢

市学校教育相談センター、24 時間子ども SOS ダイアル：県立総合教育センター)

- ・ いじめの防止等のための対策に資する研修を年間計画に位置付けて実施し、職員の資質向上を図ります。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- ・ いじめに係る相談・通報を受けた場合は、一人で抱え込まず、速やかに白浜養護学校いじめ問題対策委員会に報告し、事実の有無を組織的に確認します。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、白浜養護学校いじめ問題対策委員会が中心となって対応方針を協議します。そして、いじめを受けた児童生徒・その保護者への支援と、いじめを行った児童生徒への発達段階に応じた適切な指導および支援、その保護者に対する助言等を組織的に決定し、保護者と連携して継続的に行います。
- ・ いじめを受けた児童生徒への支援は、スクールカウンセラーとも連携し、複数の教職員によって行います。
- ・ はやしたてたり、同調したりしている児童生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめを見ていた児童生徒等にも自分の問題として捉えさせ、人に知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・ いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ いじめを受けた児童生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った児童生徒の学習権に十分配慮した上で、いじめを行った児童生徒に対し、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講じることもあります。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会および関係諸機関等と連携して対処します。
- ・ いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童生徒およびいじめを行った児童生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。

(4) 道徳教育・人権教育の充実

生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身につけるため、学校におけるすべての教育活動を通して道徳教育および体験活動等の充実を図ります。また、いのちを大切にする心を育む教育や人権教育など多面的な指導を図る取り組みを進めていくよう努めます。

(5) 情報モラル教育の推進

現代社会では発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性など、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童生徒および保護者が効果的に対処できるように、タブレットの使用法等必要と思われる指導や啓発活動を行っていきます。

3 「白浜養護学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき、いじめの防止、早期発見およびいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「白浜養護学校いじめ問題対策委員会」を設置します。いじめについて組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の者による状況の判断をします。また、この組織が、いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにします。

(1) 「白浜養護学校いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、学部長、児童生徒支援グループリーダー、生活指導担当、地域支援、養護教諭

*必要に応じて、専門的知識や経験を有する等の第三者の参加を検討します。

*それぞれの事案対応においては、臨機応変に構成メンバーの内の数名と担任とで複数のチームとなって執り行います。

(2) 活動内容

- ・ いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・ いじめに関する相談・通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・決定
- ・ いじめ事案の記録・報告
- ・ いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

(3) 会議の開催

原則として学期に1回開催します。ただし、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、随時緊急開催します。

4 重大事態への対処

いじめにより、児童生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ調査委員会」の構成

校長、教頭、学部長、児童生徒支援グループリーダー、生活指導担当、地域支援、養護教諭

※ 事案内容により、構成員については教育委員会と検討し、専門的知識および経験を有する者等の第三者の参加を募り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。(スクールロイヤー、特別支援教育専任 SC 等)

(2) 活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報提供・説明
- ・ 教育委員会（市長）への調査結果報告

いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目におき、本校の取組みを評価・検討し、その後の取組みに生かします。

- ・ いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・ いじめの再発を防止するための取組みに関すること